

●税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計額②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝算出所得割額④

算出所得割額④－税額控除合計⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＝市(県)民税額⑧

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

※配当割額控除又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、

上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。

※「所得割額⑥」は100円未満切り捨て。

●税率

・均等割	市民税 3,000円
	県民税 1,500円(内500円は県税の森林環境税)
	国税 1,000円(森林環境税)
・所得割(総合課税分)	市民税 6%
	県民税 4%

※防災のための施策に要する費用の財源を確保するための均等割の引き上げ措置
(年額1,000円)は令和5年度に終了し、令和6年度から新たに森林整備やその促進に
充てるための森林環境税(年額1,000円/国税)が均等割と併せて徴収されます。

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料控除	その年に支払った社会保険料等の支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払金額	
生命保険料控除	新契約	支払金額 控除額
		12,000円以下 全額
		12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円
	旧契約	56,000円超 28,000円
		15,000円以下 全額
		15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円
		70,000円超 35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額は70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額は28,000円)	
地震保険料控除	①地震保険料	支払金額 控除額
		50,000円以下 支払金額の1/2
		50,000円超 25,000円
	②旧長期損害保険料	支払金額 控除額
		5,000円以下 全額
		5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円
		15,000円超 10,000円
	地震保険、旧長期の両方がある場合は、①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額は25,000円)	

◎所得控除(つづき)

納税者本人の所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円		22万円	11万円
	老人	38万円		26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額			
	62万円超 95万円以下	33万円		22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円		22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円		21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円		18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円		14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円		11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円		8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円		4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円		2万円	1万円	
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	26万円		扶養控除	一般	33万円
	30万円				
	53万円			老人	38万円
	26万円				
	30万円			特定	45万円
	26万円			同居老親等	45万円
特定親族特別控除	所得金額	控除額	基礎控除	納税者本人の 所得金額	控除額
	62万円超 95万円以下	45万円		2,400万円以下	43万円
	95万円超 100万円以下	41万円			
	100万円超 105万円以下	31万円			
	105万円超 110万円以下	21万円		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	110万円超 115万円以下	11万円			
	115万円超 120万円以下	6万円		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	120万円超 123万円以下	3万円			

◎税額控除(調整控除)※合計所得金額が2,500万円以下の場合

・合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 ・合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額					
控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除		5万円	納税者本人の 所得金額		900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者 控除	一般	5万円
	特別	10万円		老人	4万円
	同居特別	22万円		老人	6万円
寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円
ひとり親控除	父	1万円		老人	10万円
	母	5万円		同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円			

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%
			0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に係る基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額)の100分の5)に相当する金額を超える場合には、当該金額(97,500円を限度)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特例特別特取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る 住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該 金額がなかったものとして計算した金額) ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	県民税	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民は4%、市町村民税は6%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎配当割控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

市県民税について

①地方税法第294条及び福津市税条例第23条の規定によって賦課されたものです。1月1日現在
当市内に住所を有する個人に対しては均等割と所得割が、当市内に事務所・事業所または家庭
敷を有する個人で当市内に住所を有しない者に対しては均等割が課税されます。
②納期は4回に分かれていますので、各期の金額について各納付期限内に納付してください。
③納税者は納税通知書の記載事項に不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から
起算して3ヶ月以内に行政不服審査法第4条の規定により、市長に対して審査請求をすることが
できます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日
から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することがで
きます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起すること
ができることとされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある
とき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消
しの訴えを提起することができます。

④納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以前の日数に
ついては年7.3%を、1ヶ月を経過した翌日から納付の日までの日数については年14.6%の割
合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算します。ただし、令和3年1月1日以降におい
ては、延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合において、納期限から1ヶ月を経過した日
以前の日数については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算後の割合が年
7.3%を超える場合には、年7.3%)、1ヶ月経過した翌日から納付の日までの日数については
延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算
します。
⑤納期限までに税金を完納されないため督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して
10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受
けることがあります。